

建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行うとともに、低入札価格調査制度を採用する土木工事です。

平成二十年七月一日

奈良県知事 荒井正吾

第一 競争入札に付する事項

一 工事名 平成二十年度県営林道開設事業 那知合永井線1工区（仮称）那知合トンネル工事

工事番号 第三号

二 工事場所 吉野郡十津川村那知合地内

三 工事概要 工事延長

トンネル本体工（NATM）

L＝八〇七m

L＝八〇七m

明かり工

幅員

W＝六・〇m

四 工事期間 第四の八の奈良県議会の議決後二年三箇月間

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者三者又は四者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第三の三に定める競争入札参加資格の確認を受け、第三の四に定める技術提案書の内容確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。ただし、共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）は、二以上の共同企業体の構成員となることはできません。

なお、共同企業体構成員の半数以上は、奈良県内に本店を有する者であることとします。

一 共同企業体構成員の出資比率は、三者の場合はいずれも二〇%以上、四者の場合はいずれも一五%以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大又は最大と同比率であること。

二 共同企業体構成員が、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- 1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

- 2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

- 3 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置（以下「指名停止」といいます。）を受けていないこと。

- 4 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社 阪神コンサルタンツ

所在地 奈良市四条大路二一八六〇一

- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号。以下「旧法」といいます。）第三十条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。
- 6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 7 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であつても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされたかつた者とみなします。
- 8 共同企業体構成員のすべてが、それぞれの立場に応じて要求されるすべての条件を満たしていること。

(一) 共同企業体の代表者

(1) 奈良県内に本店又は営業所（建設業法第三条の規定によるものであつて、かつ、当該営業所が本県に対する競争入札参加資格を有するものに限ります。以下同じ。）を有していること。

(2) 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）の結果における土木一式工事の総合評定値が一、二五〇点以上で、土木一式工事の平均完成工事高（消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額。以下同じ。）が第四の九の1に示す予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）の三分の一以上であること。

(3) 過去十年以内に竣工したN A T M工法によるトンネル工事（以下「N A T M工事」といいます。）の元請実績を有すること。ただし、共同企業体構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあつては出資比率が二〇パーセント以上、その他の構成員として施工したものにあつては一〇パーセント以上の場合に限ります。

(4) 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で一名以上配置できること。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ 過去十年以内に竣工したN A T M工事の従事経験を有する者であること。
ウ 入札の申込みのあつた日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。

エ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(二) 共同企業体の代表者以外の共同企業体構成員の一者

(1) 奈良県内に本店又は営業所を有していること。

なお、奈良県内に本店を有する者にあつては、平成二十・二十一年度の奈良県建設工事等競争入札参加資格の土木一式工事がA等級A一グループとして位置づけられている者であることとし、奈良県内に営業所を有する者にあ

つては、経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が一、一〇〇点以上であること。

(2) 経営事項審査の結果における土木一式工事の平均完工事高が予定価格の「二／共同企業体構成員数」以上の者であること。

(3) 過去十年以内に竣工したN A T M工事の元請実績を有すること（共同企業体構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が二〇パーセント以上、その他の構成員として施工したものにあっては一〇パーセント以上の場合に限ります。）。ただし、奈良県内に本店を有する者にあっては、奈良県が実施するN A T M工法技術講習修了者で技術講習修了者整理簿（ナトム工事）に登録されている者（以下「N A T M技術者」といいます。）を有することでも可とします。

(4) 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で一名以上配置できること。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ 過去十年以内に竣工したN A T M工事の従事経験を有する者であること。
ただし、奈良県内に本店を有する者にあっては、N A T M技術者でも可とする。

ウ 入札の申込みのあつた日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。

(三) それ以外の共同企業体構成員

(1) 奈良県内に本店を有し、平成二十・二十一年度の奈良県建設工事等競争入札参加資格の土木一式工事がA等級A一グループとして位置づけられている者であること。

(2) 経営事項審査の結果における土木一式工事の平均完工事高が予定価格の「二／共同企業体構成員数」以上の者であること。

(3) 過去十年以内に竣工したN A T M工事の元請実績を有すること（共同企業体構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が二〇パーセント以上、その他の構成員として施工したものにあっては一〇パーセント以上の場合に限ります。）又はN A T M技術者を有すること。

(4) 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で一名以上配

置できること。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ 過去十年以内に竣工したN A T M工事の従事経験を有する者又はN A T M技術者であること。

ウ 入札の申込みのあつた日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。

第三 入札手続等

一 入札説明書の交付期間、交付場所等

1 交付期間 平成二十年七月一日（火）から同月十五日（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除きます。）

2 交付場所 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県農林部林業基盤課庶務工事係（奈良県分庁舎五階）

電話 ○七四二一七一七六一二

3 費用 無償とします。

4 その他 入札説明書は、奈良県ホームページからもダウンロードできます。

二 設計図書等の閲覧及び貸与

1 日時 平成二十年七月二日（水）から同月二十八日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日を除きます。）の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

2 場所 一の2に同じ。

三 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、知事の定める競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 提出期間 平成二十年七月十四日（月）及び同月十五日（火）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

2 提出場所 奈良市登大路町一二番地

奈良県北分庁舎三階C会議室

3 提出部数 各一部

4 提出方法 持参に限ります。

5 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

四 技術提案書の内容確認

1 三に定める競争入札参加資格の確認を受けた者は、知事の定める様式により、入札説明書等を参考として、適切な施工計画を立案し、次の(一)及び(二)の内容を示した技術提案書を知事に提出し、内容の確認を受けなければなりません。

(一) 技術提案に係る項目について

(二) 企業の施工能力等について

2 提出期限 平成二十年七月二十八日（月）午後五時

3 提出場所 一の2に同じ。

4 提出部数 各一部（様式八一七一一から八一八一二までについては、各二部）

5 提出方法 書留郵便に限ります。

6 作成、提出、ヒアリング等に係る費用 提出者の負担とします。

7 技術提案に関するヒアリング等 日程等については、別途通知します。

五 入札の手続、開札の日時等

1 入札書は、郵便により提出すること。

郵便は、書留郵便に限ります。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「十月二日開札 平成二十年度県営林道開設事業 那知合永井線一工区（仮称）那知合トンネル工事 第三号 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県農林部林業基盤課長あての親展として、平成二十年十月一日（水）午後五時までにの2に定める場所へ到着するようになければなりません。

2 開札の日時 平成二十年十月一日（木）午前十時

3 開札の場所 奈良市登大路町三〇番地

奈良県分庁舎五階 第五〇会議室

六 入札に係る金額の記入方法等

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者

は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

七 入札執行回数

入札執行回数は、一回とします。

第四 その他

一 入札保証金

免除します。

二 契約保証金

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第十九条の規定に定めるところによります。

三 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

四 入札の無効

第二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、技術提案書が適切でない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であつても、開札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第二に定める競争入札に参加する資格のない者の行つた入札は無効とします。

五 契約書作成の要否

要します。

六 落札者の決定方法等

1 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。

(一) 入札参加者の「標準点」を一〇〇点とし、技術提案による「加算点」の最高点を五十点として評価するものとします。

(二) 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与え

ます。

評価項目

技術提案に係る項目（三八点）

工事目的物の性能・機能の向上に関する項目

道路トンネルについての初期性能の持続性、強度、安定性及び構造物の維持管理性を考慮した施工時の創意工夫の提案

| 評価項目 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 評価項目 |
| 評価項目 |

(三)

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と右記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもつて行います。

(四) 詳細は、入札説明書によります。

2 落札者の決定方法等

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第三の四の1の技術提案書の内容が適正である者のうち、1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、九の2で示す調査基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によつては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によつては落札者とならない場合があります。また、調査基準価格を下回る入札を行つた者は、別途定める要領に規定する書類を平成二十年十月三日の午前九時から正午までに入札執行者に提出するとともに、契約審査会が行う事情聴取に応じなければなりません。当該書類が提出されない場合及び事情聴取に応じず、又は協力しない場合は、失格となります。

また、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

七 別に配置を求める技術者

1 調査基準価格を下回った価格をもつて契約する場合において、落札した共同企業体構成員のうち一者以上が、奈良県農林部及び土木部発注工事で、開札の日から過去二年以内に完成又は開札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、第二の二の8の一の(4)のア、ウ及びエに定める者と同様の要件を満たす技術者を、第二の二の8の一の(4)、二の(4)及び三の(4)に定める技術者（以下「配置を要する技術者」といいます。）とは別に、専任で一名現場に配置してください。

- (一) 六五点未満の工事成績評定を通知された場合
 - (二) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合（軽微な手直し等は、除きます。）
 - (三) 品質管理又は安全管理に関し、指名停止又は事業担当課長、出先機関の長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合
 - (四) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合
- 2 当該技術者は、施工中は、配置を要する技術者を補助し、配置を要する技術者と同様の職務を行うものとします。

3 当該技術者を求めることがなった場合は、その氏名その他必要な事項を配置を
要する技術者の通知と同様に奈良県農林部林業基盤課長に通知してください。

八 本契約の成立

1 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるま
での間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

2 落札決定後、議会の議決までの間に、落札した共同企業体構成員のうち一者以
上が、入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮
契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を失った共同企
業体構成員又は指名停止を受けた共同企業体構成員を除いて、特定建設工事共同企
業体の構成に関する協定書を変更した場合において、変更後の共同企業体構成員
が、代表者を含め三者以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約
を締結することがあります。

九 予定価格の額及び調査基準価格

1 この工事の予定価格は、一、七二三、七〇八、七五〇円です。

2 この工事の調査基準価格は、一、四一八、二六九、六五〇円です。

十 競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先
第三の一の2に同じ。

十一 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等
第三の一の2に同じ。

十二 その他

詳細は、入札説明書によります。